

証券コード 3923
(発送日) 2026年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月3日

株 主 各 位

大阪市北区鶴野町1番9号
株式会社ラクス
代表取締役社長 中 村 崇 則

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.rakus.co.jp/ir/shareholders-meeting/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第26期定時株主総会招集ご通知」を選択のうえ、ご覧ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3923/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて、電磁的方法（インターネット等）または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の＜議決権行使についてのご案内＞をご参照のうえ、**2026年6月25日（木曜日）午後6時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（午前9時30分受付開始予定）
2. 場 所 大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル16F H会議室
（昨年と同じ建物ですが、階及び会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。詳細は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第26期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

次頁の＜議決権行使についてのご案内＞をご参照ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会資料の電子提供制度により、「書面交付請求」をされた株主様を除き、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせ）のみをお届けしております。環境への配慮等も踏まえ、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の【当社ウェブサイト】及び【株主総会資料 掲載ウェブサイト】において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会の決議通知につきましては、決議通知のご送付に代えて、前頁の【当社ウェブサイト】に掲載させていただきます。

＜議決権行使についてのご案内＞

インターネット等による議決権行使の場合



次頁の＜インターネット等による議決権行使のお手続きについて＞をご確認のうえ、議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後6時入力分まで

- インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に入力されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

書面による議決権行使の場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後6時到着分まで

- 各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

ご出席による議決権行使の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分予定）

＜インターネット等による議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、インターネット等または書面（議決権行使書の郵送）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使に関してご不明な点等がございましたら、次頁に記載の「三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）」へお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
 - (2) スマートフォン等による方法
 - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォン等により読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・スマートフォン等の機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記「2.（1）パソコンによる方法」にて議決権行使を行ってください。
- (注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、スマートフォン等をご利用の場合は、パケット通信料・その他利用による料金が必要となる場合がありますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記<インターネット等による議決権行使のお手続きについて>以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当社が所属する情報通信サービス市場においては、働き方の見直しや深刻化する人手不足等を背景に、企業における業務効率化への関心が一層高まっており、企業活動のデジタル化が進展しております。この結果、企業によるIT投資は引き続き堅調に推移いたしました。

このような環境下、生成AIの活用に対する企業の関心が急速に高まっていることを受け、当社ではこれを新たな提供価値・市場機会の創出要因と捉え、プロダクトへの連携拡張と運用自動化の実装を加速しております。

一方で、一部の事業領域では市場の成熟化が進んでおり、システム未導入層が導入効果を慎重に見極めている層へと移行しているほか、類似のサービスを展開する事業者の増加により、競争環境は厳しさを増しているものと認識しております。

また、中東地域を巡る地政学的リスクの高まりについては、現時点で当社事業への影響は限定的であると認識しておりますが、今後の動向については引き続き注視してまいります。

このような経営環境の中、当社グループは、2021年3月期を基準として、2026年3月期までの5カ年で、売上高CAGR（年平均成長率）31%～32%、2026年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益100億円以上、純資産200億円以上とする中期経営目標に取り組んできました。

当連結会計年度においては、中期経営目標の達成に向け、売上高の安定的な成長を図るとともに、投資効率を重視した資源配分を実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高60,286百万円（前連結会計年度比23.3%増）、営業利益17,345百万円（前連結会計年度比70.2%増）、経常利益17,440百万円（前連結会計年度比70.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益13,293百万円（前連結会計年度比66.1%増）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

(クラウド事業)

クラウド事業は、主力サービスである楽楽精算が市場の成熟が進む中でも新規受注を着実に積み上げたことに加え、価格改定の効果も寄与し、引き続き堅調に推移したことから、事業全体の売上高成長を牽引いたしました。また、楽楽明細においては、市場拡大のペースが想定よりもやや緩やかとなる中でも、新規受注を着実に積み上げました。

利益面につきましては、増収効果に加え、市場環境を踏まえた広告宣伝費の最適化を進めたことなどにより、利益率が大きく改善し、前期比で大幅な増益となりました。

この結果、売上高は51,770百万円（前連結会計年度比23.7%増）、セグメント利益は16,027百万円（前連結会計年度比71.1%増）となりました。

(IT人材事業)

IT人材事業は、営業体制の継続的な強化により稼働エンジニア数が増加いたしました。稼働率についても、旺盛な需要を背景に引き続き高水準を確保しております。

この結果、売上高は8,516百万円（前連結会計年度比20.9%増）、セグメント利益は1,318百万円（前連結会計年度比59.2%増）となりました。

事業区分別	第25期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで		第26期(当連結会計年度) 2025年4月1日から 2026年3月31日まで		前連結会計年度比 増減率 (%)
	売上高(百万円)	構成比(%)	売上高(百万円)	構成比(%)	
クラウド事業	41,862	85.6	51,770	85.9	23.7
IT人材事業	7,041	14.4	8,516	14.1	20.9
合 計	48,904	100.0	60,286	100.0	23.3

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,064百万円であり、主なものは、クラウド事業に係るサーバー機器等の取得に伴う工具、器具及び備品、当社東京オフィスの増床に伴う建物及び構築物、工具、器具及び備品であります。

（注）有形固定資産、無形固定資産（のれん及び顧客関連資産を除く）への投資であります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④重要な組織再編等の状況

当社は、2025年4月9日付で、連結子会社であるPT. Reformasi Kerja Solusiを設立いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (2023年3月期)	第24期 (2024年3月期)	第25期 (2025年3月期)	第26期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	27,399	38,408	48,904	60,286
経 常 利 益 (百万円)	1,677	5,610	10,218	17,440
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,274	4,185	8,003	13,293
1株当たり当期純利益 (円)	3.52	11.55	22.09	36.91
総 資 産 (百万円)	14,073	21,234	31,654	36,581
純 資 産 (百万円)	9,548	13,347	21,977	26,034

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第23期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (2023年3月期)	第24期 (2024年3月期)	第25期 (2025年3月期)	第26期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	21,299	30,776	40,629	50,394
経 常 利 益 (百万円)	1,081	6,055	9,716	17,137
当 期 純 利 益 (百万円)	780	4,834	7,980	14,119
1株当たり当期純利益 (円)	2.15	13.34	22.02	39.21
総 資 産 (百万円)	11,350	18,727	29,212	34,778
純 資 産 (百万円)	7,900	12,336	20,942	25,811

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第23期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	事業内容
RAKUS Vietnam Co., Ltd.	US\$500,000	100.0%	クラウドサービスの受託開発
株式会社ラクスライトクラウド	18百万円	100.0%	クラウド型ソフトウェアサービスの提供
株式会社ラクスパートナーズ	20百万円	100.0%	ITエンジニア派遣
PT. Reformasi Kerja Solusi	10,010百万ルピア	100.0% (0.1%)	クラウドサービスの受託開発

- (注) 1. 2025年4月9日付で、連結子会社であるPT. Reformasi Kerja Solusiを設立いたしました。
2. 2026年4月1日付で、株式会社ラクスパートナーズの全株式を譲渡いたしました。
3. 当社の議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

(4) 対処すべき課題

インターネットは経済活動を支えるインフラとして不可欠なものとなっており、当社グループが提供しているクラウドサービスは今後も需要が拡大するものと予測されます。一方、一部事業領域では市場の成熟化が進行し、競争環境が厳しさを増す中で、当社グループが持続的な成長を実現するためには、以下の課題への対応が重要であると認識しております。

①成長サービスへの集中・強化

クラウドサービス市場は今後も拡大が見込まれる一方、競合の増加や一部分野の成熟化が進行しており、事業ごとに成長余地に差が生じつつあります。このような環境下、当社は2026年4月1日付でIT人材事業を担う株式会社ラクスパートナーズの全株式を譲渡したことにより、クラウド事業への専業体制へ移行いたしました。今後は、より一層成長性の高いサービスへの経営資源の重点配分を進め、確実な市場シェアの獲得と収益力の向上を図ってまいります。

②サービスラインナップの拡充

特定のサービスへの依存度が高い状態は、将来的な成長機会やリスク分散の観点で課題となり得ます。当社は既存プロダクト群に加え、顧客の新たなニーズを捉えた新サービスの開発・導入、M&Aによるプロダクト獲得を推進し、事業ポートフォリオの多様化と持続的な売上成長の両立を目指してまいります。

③営業・販売体制の強化

拡大する市場で継続的な成長を実現するためには、営業活動の質と量の両面から強化が必要と認識しております。クラウド事業は、東京・大阪・札幌・名古屋・新潟・広島・福岡・静岡・仙台の9拠点（注）で営業活動を行っており、今後も営業人員を増員し営業力を強化するとともに、パートナー企業や販売代理店との連携を強化することにより販路の拡大も図ってまいります。また、中長期的には、カスタマーサクセス体制の強化を通じて顧客のサービス活用を支援し、既存顧客に対して自社プロダクトのクロスセル提案や上位プランへのアップセル等を推進いたします。これにより、顧客単価の向上、解約率の低減を通じた収益機会の最大化に努めてまいります。

（注）2026年5月11日付で岡山営業所を設立しており、本書提出日現在では10拠点となっております。

④マーケティング戦略の高度化による認知度向上

当社グループはこれまでインターネットやテレビ、雑誌への広告の掲載、展示会への出展や販売代理店を通じて顧客を獲得してまいりました。提供する各サービスの顧客数を拡大し、企業価値の向上を実現するには当社及びサービス名の認知度の向上が不可欠であると考えております。一方、現在行っているマーケティング戦略は、時間とともに陳腐化する可能性があります。引き続き、費用対効果を見極めながら、インターネットやテレビ、雑誌などマスメディアの活用に加え、展示会への出展を推進いたします。また、オンライン・オフライン双方のチャネルを活用しながら、データ分析に基づくマーケティング精度の向上に取り組み、ブランド認知度の向上と顧客獲得効率の改善を図ってまいります。

⑤開発力の強化

クラウドサービス市場においてサービスの機能優位性を維持していくためには、生成AIをはじめとする最新技術へのキャッチアップとプロダクトへの実装を推進するとともに、機能の改善・追加をスピーディーかつ継続的に実施していく必要があります。当社グループでは、従来の国内、ベトナムでの開発に加え、2025年4月にはインドネシアに新たな開発拠点を設立する等、開発リソースの確保に注力しており、今後も開発リソースの最適化と技術力の強化を進め、プロダクトの優位性維持と顧客満足度の向上を目指してまいります。

⑥人財の確保と育成

当社グループの成長のためには優秀な人財を数多く確保することが不可欠であります。そのため積極的な採用活動を継続することはもちろんのこと、労働市場において知名度の向上を図り採用力の向上に努めてまいります。また、採用後も人的資本投資として研修制度やキャリア支援の充実、エンゲージメント向上施策を推進し、組織の競争力向上を図ってまいります。

⑦システムの安定性とセキュリティの確保

当社グループは、インターネット上で顧客にサービスを提供しており、システムの安定稼働の確保は必要不可欠であります。安定してサービスを提供していくため顧客の増加に合わせたサーバーの増設等の設備投資を継続的に行い、システムの安定性の確保に努めてまいります。また、災害対策に加え、ISMS、PMS等の管理体制の強化を通じて、安定稼働と情報セキュリティリスクの低減を図ってまいります。

⑧財務基盤の強化と資本効率の向上、株主還元

当社グループは、営業キャッシュ・フローの増加や成長投資による資本構成の変化を踏まえ、引き続き財務の健全性を維持しながら、高い水準での資本効率維持にも取り組んでいく方針であります。資本効率面では特別損益などの一過性影響を除いて、ROE30%以上の継続を目安といたします。また、株主還元では総還元性向20%超を目安とし、当期1株当たり年間配当金は前年度実績を下限として連続増配の継続を目指してまいります。

⑨ガバナンス・内部統制の強化

組織の拡大とともに、経営の透明性やリスク管理体制の実効性確保がより重要となります。当社は、取締役会及び各種委員会の運営強化、内部監査機能の充実を通じて、健全かつ透明性の高い経営体制の構築を推進してまいります。また、サステナビリティ基本方針を最上位方針とする各種方針を制定、開示しており、年次でのレビュー及び指標・目標のモニタリングを通じた、コンプライアンスの徹底と内部統制の継続的な高度化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
クラウド事業	クラウドサービスに係る開発、販売、サポート
IT人材事業	ITエンジニアの派遣

(注) 2026年4月1日付で、IT人材事業を担う株式会社ラクスパートナーズの全株式を譲渡いたしました。

(6) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

大阪本店	大阪市北区
東京本社	東京都渋谷区

② 子会社

RAKUS Vietnam Co., Ltd.	ベトナム国ホーチミン市
株式会社ラクスライトクラウド	東京都渋谷区
株式会社ラクスパートナーズ	東京都新宿区
PT. Reformasi Kerja Solusi	インドネシア共和国ジャカルタ首都特別州

(注) 1. 2025年4月9日付で、連結子会社であるPT. Reformasi Kerja Solusiを設立いたしました。
2. 2026年4月1日付で、株式会社ラクスパートナーズの全株式を譲渡いたしました。

(7) 使用人の状況 (2026年 3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
ク ラ ウ ド 事 業	2,142 (130) 名	293名増 (4名減)
I T 人 材 事 業	1,252 (4) 名	183名増 (3名減)
全 社 (共 通)	175 (29) 名	7名増 (4名減)
合 計	3,569 (163) 名	483名増 (11名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、準正社員、契約社員、パート及び人材会社からの派遣社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,190 (157) 名	283名増 (8名減)	32歳 9 ヶ月	3 年 2 ヶ月

(注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、準正社員、契約社員、パート及び人材会社からの派遣社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年 3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

①発行可能株式総数 640,000,000株

(注) 当社は、2025年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行うとともに、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を当該分割比率に従って変更いたしました。これにより、同日をもって発行可能株式総数が320,000,000株増加し、640,000,000株となっております。

②発行済株式の総数 354,391,000株

(注) 当社は、2025年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。これにより、同日をもって発行済株式の総数は180,333,300株増加しております。

③株主数 28,078名

④大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
中 村 崇 則	120,913,200株	34.15%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	22,774,700株	6.43%
本 松 慎 一 郎	17,628,600株	4.98%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	15,738,692株	4.44%
松 嶋 祥 文	14,771,000株	4.17%
井 上 英 輔	14,493,200株	4.09%
浅 野 史 彦	13,200,000株	3.73%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	6,644,800株	1.88%
SSBTC C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	5,019,670株	1.42%
公 手 真 之	4,460,400株	1.26%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(281,659株)を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数はすべて、信託業務に係る株式数であります。
3. 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数はすべて、信託業務に係る株式数であります。

⑤その他株式に関する重要な事項

- a. 当社は、2024年6月21日開催の第24期定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役（社外取締役を除く）と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。

また、当社は、当社の執行役員にも譲渡制限付株式を付与することとし、2025年6月20日の取締役会において、当社の取締役を兼務しない執行役員に対し、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、次のとおり、譲渡制限付株式を付与いたしました。

区分	株式数	交付対象者
取締役を兼務しない執行役員	1,510株	1名

- b. 自己株式の取得について

2025年5月14日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	882,700 株
取得価額の総額	1,999,848,500 円
取得期間	2025年5月15日から2025年5月20日まで

2026年2月13日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	6,275,600 株
取得価額の総額	4,999,952,160 円
取得期間	2026年2月16日から2026年2月27日まで

- c. 自己株式の消却について

2025年5月14日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類	普通株式
消却した株式の総数	882,700 株
消却した日	2025年6月30日

2026年2月13日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類	普通株式
消却した株式の総数	6,275,600 株
消却した日	2026年3月31日

(注) 当社は、2025年10月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を実施しております。これにより、2025年 5 月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得及び消却は株式分割前の株式数を、2026年 2 月13日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得及び消却は株式分割後の株式数を記載しております。

(2) 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

①取締役及び監査役の状況

(2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村 崇則	RAKUS Vietnam Co., Ltd. Chairman 株式会社ラクスライトクラウド 取締役 株式会社ラクスパートナーズ 取締役 株式会社ラクスマらい 取締役
取締役	本松 慎一郎	CAIO(最高AI責任者) PT. Cipta Piranti Sejahtera Director
取締役	宮内 貴宏	経営管理本部長
取締役 (社外)	荻田 健治	アンテロープ合同会社 代表社員
取締役 (社外)	國本 行彦	株式会社Kips 代表取締役
取締役 (社外)	斉藤 鈴華	株式会社Grooves 社外監査役 一般社団法人未来構想会議 理事 株式会社MAYA TECHNOLOGIES 社外取締役 株式会社My Tutor 代表取締役
常勤監査役	野島 俊宏	RAKUS Vietnam Co., Ltd. Auditor 株式会社ラクスパートナーズ 監査役 mjキャピタル株式会社 監査役 株式会社ラクスマらい 監査役
監査役 (社外)	松岡 宏治	松岡会計事務所 代表 公認会計士 株式会社ロックウェーブ 社外取締役 朝日ライフサイエンス株式会社 社外監査役 アイサワ工業株式会社 社外監査役 株式会社アダチ 社外監査役 株式会社ドリームファクトリー 監査役 株式会社ハウスフリーダム 社外取締役監査等委員 バイオリサーチセンター株式会社 社外監査役 税理士法人総合経営 パートナー
監査役 (社外)	阿部 夏朗	株式会社プラットフォームホールディングス 代表取締役 ANDB株式会社 取締役 SOEL株式会社 取締役 株式会社Plus Smile 取締役

(注) 1. 取締役 荻田健治氏、國本行彦氏及び斉藤鈴華氏は社外取締役であります。

2. 監査役 松岡宏治氏及び阿部夏朗氏は社外監査役であります。

3. 常勤監査役 野島俊宏氏及び監査役 松岡宏治氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・常勤監査役 野島俊宏氏は、長年にわたり当社の取締役経理財務部長として、経理財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役 松岡宏治氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
4. 監査役 阿部夏朗氏は、経営者として幅広い知識と豊富な経験があります。
 5. 当社は、取締役 荻田健治氏、國本行彦氏及び斉藤鈴華氏、監査役 松岡宏治氏及び阿部夏朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員等（退任役員を含みます。）がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為等に起因する損害等は填補対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないための措置を講じています。

②取締役及び監査役の報酬等

a. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、その総枠について株主総会の承認を得たうえで、世間水準及び会社業績や役員の業務評価、従業員給与とのバランス等を考慮して個別の報酬は取締役会で決定します。

ロ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は支給しないものとします。

ハ. 非金銭報酬等に関する方針

①業務を執行する事務所等へ通勤可能な社宅を提供するものとし、当該社宅賃料から当社指定の基準に基づく社宅使用料を徴収した残りの金額を金銭に非ざる報酬額とします。

②上記①の他、金銭に非ざる報酬として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬を付与するものとします。各対象取締役に割り当てる株式の数又は金銭報酬債権の額については、株主総会で決議された枠内で、譲渡制限付株式報酬制度の目的、各対象取締役の役位及び職責の範囲その他諸般の事情を勘案したうえで、原則として毎年1回、一定の時期に付与します。また、当該譲渡制限付株式の交付期日から、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間、当該譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日より前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができるものとします。

ニ. 報酬等の割合に関する方針

取締役の報酬限度額は、年額200百万円以内とします。また、金銭に非ざる報酬の限度額は、年額50百万円以内とします。

ホ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

月額報酬は、年額を12で除した額を基準とし、取締役の月額報酬の支給日は毎月25日とします。

ヘ. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役社長 中村崇則であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で定められた報酬限度額と「役員報酬に関する内規」に基づくものとします。また、取締役に対する報酬の決定に当たっては、代表取締役社長 中村崇則は、指名報酬委員会の審議を経たうえで、その意見を尊重するものとします。

b. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	91百万円 (8百万円)	89百万円 (8百万円)	1百万円 (－)	6名 (3名)
監 査 役 (うち社外監査役)	10百万円 (5百万円)	10百万円 (5百万円)	－ (－)	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	101百万円 (14百万円)	100百万円 (14百万円)	1百万円 (－)	9名 (5名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第7期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、取締役に対する当社所定の基準に基づく社宅使用料を徴収したうえで業務を執行する事業所等へ通勤可能な社宅の提供及び取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2024年6月21日開催の第24期定時株主総会において、金銭に非ざる報酬の限度額として年額50百万円以内、譲渡制限付株式として付与する当社普通株式の上限を年50,000株以内と決議頂いております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第19期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 非金銭報酬等の内容は業務を執行する事務所等へ通勤可能な社宅の提供であり、当該社宅賃料から当社指定の基準に基づく社宅使用料を徴収した残りの金額を金銭に非ざる報酬額とします。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容については取締役会において決定しております。なお、決定にあたっては、株主総会で定められた報酬限度額と「役員報酬に関する内規」に基づくものとします。
5. 当社は、取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続きの公平性・透明性・客観性を確保するため、2023年6月23日付で取締役会の諮問に応じて、代表取締役社長及び取締役の選任・解任、取締役の個人別の報酬額について審議を行い、取締役会に対して答申を行う任意の指名報酬委員会を設置しております。当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているため、取締役の個人別の報酬の額は、取締役会決議による委任を受けて代表取締役社長 中村崇則が決定しておりますが、指名報酬委員会による多角的検討を経ていることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられています。

③社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 荻田健治氏は、アンテロープ合同会社の代表社員であります。当社とアンテロープ合同会社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 國本行彦氏は、株式会社Kipsの代表取締役であります。当社と株式会社Kipsの間には、当社の提供するクラウドサービス利用等の取引関係があります。
- ・取締役 斉藤鈴華氏は、株式会社Groovesの社外監査役、一般社団法人未来構想会議の理事、株式会社MAYA TECHNOLOGIESの社外取締役及び株式会社My Tutorの代表取締役であります。当社と株式会社My Tutorの間には、当社の提供するクラウドサービス利用等の取引関係があります。当社と株式会社Grooves、一般社団法人未来構想会議及び株式会社MAYA TECHNOLOGIESの間には特別の関係はありません。
- ・監査役 松岡宏治氏は、松岡会計事務所の代表、株式会社ハウスフリーダムの社外取締役監査等委員、株式会社ロックウェーブの社外取締役、朝日ライフサイエンス株式会社の社外監査役、アイサワ工業株式会社の社外監査役、株式会社アダチの社外監査役、株式会社ドリームファクトリーの監査役、バイオリサーチセンター株式会社の社外監査役及び税理士法人総合経営のパートナーであります。当社とこれらの兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 阿部夏朗氏は、株式会社プラットフォームホールディングスの代表取締役、ANDB株式会社の取締役、SOEL株式会社の取締役及び株式会社Plus Smileの取締役であります。当社とANDB株式会社の間には、当社の提供するクラウドサービス利用等の取引関係があります。当社と株式会社プラットフォームホールディングス、SOEL株式会社及び株式会社Plus Smileの間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況及び社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 荻田健治	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。主に経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、従来の枠組みにとらわれることのない視点から、当社の経営の監督と経営全般の助言・提言を行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会の委員長を務め、当事業年度開催の当該委員会4回全てに出席し、委員長として高いリーダーシップをもって議事運営等を行っております。
取締役 國本行彦	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。主に経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、従来の枠組みにとらわれることのない視点から、当社の経営の監督と経営全般の助言・提言を行っております。
取締役 斉藤鈴華	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、当社の意思決定の妥当性を確保するための助言、提言を行っております。
監査役 松岡宏治	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、上記のほか、指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の当該委員会4回全てに出席し、独立した客観的な立場から経営陣の監督に努めております。
監査役 阿部夏朗	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験と幅広い知識で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、出席した監査役会において、監査の方法その他の監査役・監査委員の職務の執行に関する事項について必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の当該委員会4回全てに出席し、独立した客観的な立場から経営陣の監督に努めております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社である、RAKUS Vietnam Co., Ltd. 及びPT. Reformasi Kerja Solusi は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「ITサービスで企業の成長を継続的に支援します」というミッションのもと、その実現を通じて社会の発展に貢献するとともに、企業価値の向上及び恒久的成長を目指し、効率的かつ適法な企業体制を作りあげます。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「不祥事件対応及び内部通報規程」を定める。通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じる。
- b. 取締役会が取締役の職務執行を監督するために、取締役は、業務執行状況を定期的に取り締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。
- c. 取締役の職務執行状況は、「監査役監査基準」及び「監査計画」に従い、社外監査役を含む監査役の監査を受ける。
- d. コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役、監査役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関するeラーニング及び研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。
- e. 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、「倫理規程」及び「コンプライアンス規程」を定める。
- f. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
- g. 内部監査人は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、書面（電磁的記録含む）により作成、保管、保存するとともに、取締役、監査役による閲覧、謄写に供する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
- b. リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。
- c. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規則」を遵守し、月1回の取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- b. 経営目標、中長期経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- c. 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
- d. 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させたうえで、代表取締役社長及び担当役員の合議により決裁する稟議制度を運営する。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 子会社は、「関係会社管理規程」に定める協議承認事項・報告事項については、当社への報告、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保する。
- b. 子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告を行う。
- c. 子会社担当取締役は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。
- d. グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及び子会社にグループ内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。
- e. 当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力及び団体からの要求に対しては、毅然とした対応を行う。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性に関する事項

- a. 監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役会との間で協議する。
- b. 監査役補助使用人に対する指示の実効性を確保するため、必要な知識・能力を備えた補助使用人を確保する。
- c. 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役会の同意を得る。

⑦監査役への報告に関する体制

a. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- イ. 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
- ロ. 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果を報告する。
- ハ. 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。

b. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告する。

⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「不祥事件対応及び内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

⑨監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
- b. 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室に調査を依頼することができる。
- c. 監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換が行える体制とする。
- d. 監査役、内部監査室及び会計監査人は、監査結果等の情報・意見交換や協議を適宜行う等、相互連携を図る体制とする。

⑪業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

a. 法令遵守及び取締役の職務の執行について

「取締役会規則」に基づき、取締役会は月1回、臨時取締役会は必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「不祥事件対応及び内部通報規程」を定め、法令違反等について、報告のできる窓口を社外にも設けております。

b. リスク管理体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施しております。また、リスク情報等については、各部門責任者より取締役会に報告されております。

c. 子会社管理体制

子会社の管理につきましては、当社の取締役及び監査役又は社員を、子会社の取締役又は監査役として派遣し、業務の適正の確保を図っております。また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要な経営情報については、適宜当社に報告されております。

d. 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されています。監査役会は当事業年度において13回開催し、常勤監査役は、取締役会のほか、社内の重要な会議に出席して情報収集に努め、取締役の職務執行が法令・定款、社内規程等に違反していないか等を検証しております。

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の数値について、金額を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額    | 科 目           | 金 額    |
|-------------|--------|---------------|--------|
| ( 資 産 の 部 ) |        | ( 負 債 の 部 )   |        |
| 流 動 資 産     | 23,399 | 流 動 負 債       | 10,386 |
| 現金及び預金      | 13,894 | 買掛金           | 10     |
| 売掛金         | 8,677  | 未払金           | 1,909  |
| その他         | 873    | 未払費用          | 2,037  |
| 貸倒引当金       | △44    | 未払法人税等        | 3,423  |
| 固 定 資 産     | 13,181 | 未払消費税等        | 1,662  |
| 有形固定資産      | 2,374  | 契約負債          | 1,182  |
| 建物及び構築物     | 337    | その他の          | 161    |
| 工具、器具及び備品   | 2,036  | 固 定 負 債       | 161    |
| 無形固定資産      | 2,924  | 長期未払費用        | 118    |
| のれん         | 1,057  | 預り保証金         | 37     |
| 顧客関連資産      | 1,777  | 退職給付に係る負債     | 0      |
| ソフトウェア      | 90     | その他の          | 5      |
| 投資その他の資産    | 7,882  | 負 債 合 計       | 10,547 |
| 投資有価証券      | 4,904  | ( 純 資 産 の 部 ) |        |
| 差入保証金       | 1,309  | 株 主 資 本       | 26,430 |
| 繰延税金資産      | 1,593  | 資 本 金         | 378    |
| その他         | 124    | 資 本 剰 余 金     | 308    |
| 貸倒引当金       | △49    | 利 益 剰 余 金     | 25,963 |
| 資 産 合 計     | 36,581 | 自 己 株 式       | △219   |
|             |        | その他の包括利益累計額   | △396   |
|             |        | その他有価証券評価差額金  | △446   |
|             |        | 繰延ヘッジ損益       | 5      |
|             |        | 為替換算調整勘定      | 44     |
|             |        | 純 資 産 合 計     | 26,034 |
|             |        | 負 債 純 資 産 合 計 | 36,581 |

連結損益計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| 売上高             | 60,286 |
| 売上原価            | 14,865 |
| 売上総利益           | 45,420 |
| 販売費及び一般管理費      | 28,075 |
| 営業利益            | 17,345 |
| 営業外収益           |        |
| 受取利息            | 39     |
| 受取配当金           | 44     |
| 為替差益            | 14     |
| 受取補償金           | 2      |
| 助成金収入           | 3      |
| その他の            | 3      |
| 営業外費用           |        |
| 支払利息            | 0      |
| 自己株式取得費用        | 11     |
| その他の            | 0      |
| 経常利益            | 17,440 |
| 特別利益            |        |
| 投資有価証券売却益       | 1,491  |
| 事業譲渡益           | 11     |
| 特別損失            |        |
| 固定資産除却損         | 4      |
| 税金等調整前当期純利益     | 18,939 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 4,892  |
| 法人税等調整額         | 754    |
| 当期純利益           | 13,293 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 13,293 |

連結株主資本等変動計算書

( 2025年 4 月 1 日から )  
( 2026年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |           |         |        |
|---------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|--------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                       | 378     | 314       | 20,259    | △2      | 20,949 |
| 当 期 変 動 額                       |         |           |           |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                     |         |           | △815      |         | △815   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益         |         |           | 13,293    |         | 13,293 |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |         |           |           | △6,999  | △6,999 |
| 自 己 株 式 の 消 却                   |         | △6        | △6,773    | 6,780   | —      |
| 譲渡制限付株式報酬                       |         | 0         |           | 3       | 3      |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |           |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | —       | △6        | 5,704     | △216    | 5,481  |
| 当 期 末 残 高                       | 378     | 308       | 25,963    | △219    | 26,430 |

|                                 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |              |                       | 純資産合計  |
|---------------------------------|-----------------------|--------------|--------------|-----------------------|--------|
|                                 | その他有価証券<br>評 価 差 額 金  | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |        |
| 当 期 首 残 高                       | 994                   | 3            | 29           | 1,028                 | 21,977 |
| 当 期 変 動 額                       |                       |              |              |                       |        |
| 剰 余 金 の 配 当                     |                       |              |              |                       | △815   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益         |                       |              |              |                       | 13,293 |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |                       |              |              |                       | △6,999 |
| 自 己 株 式 の 消 却                   |                       |              |              |                       | —      |
| 譲渡制限付株式報酬                       |                       |              |              |                       | 3      |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | △1,440                | 1            | 14           | △1,424                | △1,424 |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | △1,440                | 1            | 14           | △1,424                | 4,056  |
| 当 期 末 残 高                       | △446                  | 5            | 44           | △396                  | 26,034 |



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 4 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 RAKUS Vietnam Co., Ltd.  
株式会社ラクスライトクラウド  
株式会社ラクスパートナーズ  
PT. Reformasi Kerja Solusi
- ・ 連結の範囲の変更 PT. Reformasi Kerja Solusiは当連結会計年度に新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

##### ②非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数 1 社
- ・ 主要な非連結子会社の名称 株式会社ラクスみらい
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

##### ②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 株式会社ラクスみらい
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は小規模であり、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

###### a. その他有価証券の評価基準及び評価方法

市場価格のない

株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### b. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

##### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### a. 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年

工具、器具及び備品 5年～6年

###### b. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん 8年～9年

顧客関連資産 15年

ソフトウェア（自社利用） 5年

##### ③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、一部の子会社については、法人税法の規定に基づく法定繰入率を適用しております。

#### ④収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### a. クラウド事業

クラウド事業においては、主にクラウド方式によるシステムの販売や保守の提供を行っております。このようなサービスの販売については、サービス導入までに係る初期費用はサービス提供開始時点で、その後の利用料は提供期間にわたって、収益を認識しております。

##### b. IT人材事業

IT人材事業においては、ITエンジニアに特化した正社員派遣サービスを提供しております。このようなサービスの提供については、派遣エンジニアによる労働力の提供に応じて当該履行義務が充足されることから、派遣期間における稼働実績に応じて、各月の収益を認識しております。

なお、当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

#### ⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

#### ⑥重要なヘッジ会計の方法

##### a. ヘッジ会計の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、繰延ヘッジ処理によっております。

##### b. ヘッジ手段とヘッジ対象

|       |         |
|-------|---------|
| ヘッジ手段 | 為替予約    |
| ヘッジ対象 | 外貨建予定取引 |

##### c. ヘッジ方針

社内規程に定めた管理方針、主管部署、利用目的、実施基準に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

##### d. ヘッジの有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約に関しては、重要な条件の同一性を確認し、有効性を評価しております。

⑦その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

一部の連結子会社で確定給付制度を採用しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生した連結会計年度において一括費用処理することとしております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

2,571百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数 (株) | 当連結会計年度<br>増加株式数 (株) | 当連結会計年度<br>減少株式数 (株) | 当連結会計年度末<br>株 式 数 ( 株 ) |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|
| 普通株式  | 181,216,000          | 180,333,300          | 7,158,300            | 354,391,000             |

(注) 変動事由の概要

2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式総数は180,333,300株増加しております。

また、自己株式の消却により、発行済株式総数は7,158,300株減少しております。

(2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数 (株) | 当連結会計年度<br>増加株式数 (株) | 当連結会計年度<br>減少株式数 (株) | 当連結会計年度末<br>株 式 数 ( 株 ) |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|
| 普通株式  | 42,267               | 7,399,202            | 7,159,810            | 281,659                 |

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、取締役会決議に基づく自己株式の買付による増加7,158,300株、無償取得による増加200,000株、株式分割による増加40,757株、単元未満株式の買取りによる増加145株であります。

減少数の内訳は、自己株式の消却による減少7,158,300株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少1,510株であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額等

| 決 議                       | 株 式 の 種 類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1 株 当 た り<br>配 当 額 ( 円 ) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-----------|-----------------|--------------------------|------------|------------|
| 2025年6月20日<br>定 時 株 主 総 会 | 普 通 株 式   | 815             | 4.50                     | 2025年3月31日 | 2025年6月23日 |

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額については当該株式分割前の実際の配当金の金額を記載しております。

#### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決 議 予 定                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1 株 当 た り<br>配 当 額 ( 円 ) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|-------|-----------------|--------------------------|------------|------------|
| 2026年6月26日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 2,478           | 7.00                     | 2026年3月31日 | 2026年6月29日 |

### 4. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金、設備資金については営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について必要な資金は銀行借入によって調達する方針であります。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、実需の範囲で行う方針であります。

##### ②金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、海外事業を展開していることから、外貨建て預金を保有しているため、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、顧客及び回収代行業者等の信用リスクに晒されております。

賃貸物件において預託している差入保証金については、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項⑦重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

### ③金融商品に係るリスク管理体制

#### a. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権及び差入保証金について、取引先ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引はデリバティブ管理規程に基づき、主要取引金融機関とのみ取引を行っております。

#### b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社グループは、外貨建ての現金及び預金並びに外貨建ての営業債権債務について、取締役会の監督の下、モニタリングを行っております。また、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクを軽減するために、先物為替予約取引を行っております。デリバティブ取引については、デリバティブ管理規程に則って執行・管理されております。当該規程には、利用目的・取扱商品・決済承認手続・主管部署内での業務分掌・報告体制等が明記されております。また、取引残高・損益状況については、取締役会に定期的に報告しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

|                       | 連結貸借対照表計上額 | 時価    | 差額   |
|-----------------------|------------|-------|------|
| 投資有価証券（＊２）<br>その他有価証券 | 3,524      | 3,524 | —    |
| 差入保証金                 | 1,309      | 1,025 | △284 |
| デリバティブ取引（＊１）          | 7          | 7     | —    |

（＊１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

（＊２）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 1,379      |

## (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

| 区分               | 時価    |       |       |       |
|------------------|-------|-------|-------|-------|
|                  | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 | 合計    |
| 投資有価証券<br>其他有価証券 | 3,524 | —     | —     | 3,524 |
| デリバティブ取引         | —     | 7     | —     | 7     |

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

| 区分    | 時価    |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 | 合計    |
| 差入保証金 | —     | 1,025 | —     | 1,025 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定し、レベル 2 の時価に分類しております。

差入保証金

将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を返還見込みまでの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。



## 5. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|               | 報告セグメント |        | 合計     |
|---------------|---------|--------|--------|
|               | クラウド事業  | IT人材事業 |        |
| 楽楽精算          | 20,723  | －      | 20,723 |
| 楽楽明細          | 13,061  | －      | 13,061 |
| 楽楽販売          | 7,157   | －      | 7,157  |
| メール配信         | 4,101   | －      | 4,101  |
| 楽楽自動応対        | 3,429   | －      | 3,429  |
| 楽楽勤怠          | 2,037   | －      | 2,037  |
| IT人材          | －       | 8,516  | 8,516  |
| その他           | 1,257   | －      | 1,257  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 51,770  | 8,516  | 60,286 |
| その他の収益        | －       | －      | －      |
| 外部顧客への売上高     | 51,770  | 8,516  | 60,286 |

(注) 当連結会計年度より、従来の「メール配信」に含まれるサービスである「配配メール」を「楽楽メールマーケティング」に、従来の「メールディーラー」を「楽楽自動応対」に名称を変更しております。この変更はサービス名称の変更であり、収益認識関係に与える影響はありません。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

契約負債は主に、サービス提供前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債の契約負債に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりです。

(単位：百万円)

|               | 当連結会計年度 |       |
|---------------|---------|-------|
|               | 期首残高    | 期末残高  |
| 顧客との契約から生じた債権 | 7,212   | 8,677 |
| 契約負債          | 1,071   | 1,182 |

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は、967百万円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

73円52銭

(2) 1株当たり当期純利益

36円91銭

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 7. 重要な後発事象に関する注記

(連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却)

当社は、2026年2月13日付で、当社の連結子会社である株式会社ラクスパートナーズ（以下、「ラクスパートナーズ」）の全保有株式を、株式会社BREXA Technology に譲渡すること（以下、「本株式譲渡」）を決議し、2026年4月1日に実施しました。本株式譲渡に伴いまして、ラクスパートナーズは当社の連結子会社から除外されます。

### (1) 株式譲渡の概要

#### ①譲渡先企業の名称

株式会社BREXA Technology

#### ②譲渡した子会社の名称及び事業の内容

名称 株式会社ラクスパートナーズ

事業内容 IT人材事業

#### ③株式譲渡を行った主な理由

当社グループの創業事業であるIT人材事業は、足元も堅調な業績を維持しております。一方で、クラウド事業とのシナジーが希薄化する中、当社は次期中期経営計画において「Rule of 50」を念頭に営業利益率の改善にフォーカスし、クラウド事業への経営資源の集中を戦略的方針として掲げております。

このような背景から、IT人材事業を中核事業と位置づける最適なベストオーナーのもとで、より積極的な投資と成長機会を追求することが、ラクスパートナーズの企業価値最大化に資すると判断し、全株式を譲渡することといたしました。

#### ④株式譲渡日

2026年4月1日

#### ⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金とする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

①譲渡損益の金額

関係会社株式売却益 16,685百万円

②移転した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

|      |          |
|------|----------|
| 流動資産 | 2,381百万円 |
| 固定資産 | 368百万円   |
| 資産合計 | 2,750百万円 |
| 流動負債 | 1,082百万円 |
| 固定負債 | 41百万円    |
| 負債合計 | 1,124百万円 |

③会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日）に基づき処理を行う予定です。

(3) 譲渡した事業が含まれていた報告セグメント

IT人材事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益の概算額

売上高 8,516百万円

営業利益 1,318百万円

~~~~~

(注) 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満の数値について、金額を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,938	流 動 負 債	8,853
現 金 及 び 預 金	11,454	買 掛 金	10
売 掛 金	7,635	未 払 金	1,775
前 払 費 用	662	未 払 費 用	1,656
そ の 他	224	未 払 法 人 税 等	3,014
貸 倒 引 当 金	△38	未 払 消 費 税 等	1,386
固 定 資 産	14,840	契 約 負 債	891
有 形 固 定 資 産	2,275	預 り 金	104
建 物	267	そ の 他	14
工 具、器 具 及 び 備 品	2,008	固 定 負 債	114
無 形 固 定 資 産	2,918	長 期 未 払 費 用	114
の れ ん	1,057	負 債 合 計	8,967
顧 客 関 連 資 産	1,777	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	83	株 主 資 本	26,251
投 資 そ の 他 の 資 産	9,646	資 本 金	378
投 資 有 価 証 券	4,904	資 本 剰 余 金	308
関 係 会 社 株 式	1,642	資 本 準 備 金	308
関 係 会 社 出 資 金	50	利 益 剰 余 金	25,784
差 入 保 証 金	1,155	そ の 他 利 益 剰 余 金	25,784
繰 延 税 金 資 産	1,836	繰 越 利 益 剰 余 金	25,784
長 期 前 払 費 用	56	自 己 株 式	△219
破 産 更 生 債 権 等	48	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△440
貸 倒 引 当 金	△48	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△446
資 産 合 計	34,778	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	5
		純 資 産 合 計	25,811
		負 債 純 資 産 合 計	34,778

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		50,394
売 上 原 価		8,912
売 上 総 利 益		41,482
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		26,013
営 業 利 益		15,468
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	34	
受 取 配 当 金	1,644	
助 成 金 収 入	3	
そ の 他	1	1,683
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
為 替 差 損	2	
自 己 株 式 取 得 費 用	11	
そ の 他	0	14
経 常 利 益		17,137
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,491	
事 業 譲 渡 益	11	1,503
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3	3
税 引 前 当 期 純 利 益		18,637
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,233	
法 人 税 等 調 整 額	283	4,517
当 期 純 利 益		14,119

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金	自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	378	308	6	19,253	△2	19,943
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△815		△815
当 期 純 利 益				14,119		14,119
自 己 株 式 の 取 得					△6,999	△6,999
自 己 株 式 の 消 却			△6	△6,773	6,780	－
譲渡制限付株式報酬			0		3	3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△6	6,530	△216	6,307
当 期 末 残 高	378	308	－	25,784	△219	26,251

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	994	3	998	20,942
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△815
当 期 純 利 益				14,119
自 己 株 式 の 取 得				△6,999
自 己 株 式 の 消 却				－
譲渡制限付株式報酬				3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,440	1	△1,439	△1,439
当 期 変 動 額 合 計	△1,440	1	△1,439	4,868
当 期 末 残 高	△446	5	△440	25,811

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式及び

関係会社出資金

移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年

工具、器具及び備品 5年～6年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん 9年

顧客関連資産 15年

ソフトウェア（自社利用） 5年

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

クラウド事業においては、主にクラウド方式によるシステムの販売や保守の提供を行っております。このようなサービスの販売については、サービス導入までに係る初期費用はサービス提供開始時点で、その後の利用料は提供期間にわたって、収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約
ヘッジ対象	外貨建予定取引

③ヘッジ方針

社内規程に定めた管理方針、主管部署、利用目的、実施基準に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約に関しては、重要な条件の同一性を確認し、有効性を評価しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,426百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	128百万円
短期金銭債務	51百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引高	710百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期首株式数 (株)	当 事 業 年 度 増加株式数 (株)	当 事 業 年 度 減少株式数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
普通株式	42,267	7,399,202	7,159,810	281,659

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、取締役会決議に基づく自己株式の買付による増加7,158,300株、無償取得による増加200,000株、株式分割による増加40,757株、単元未満株式の買取りによる増加145株であります。

減少数の内訳は、自己株式の消却による減少7,158,300株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少1,510株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	421百万円
未払法定福利費	63百万円
貸倒引当金	27百万円
減価償却費超過額	709百万円
資産除去債務	147百万円
未払事業税	183百万円
関係会社株式評価損	31百万円
資産調整勘定	486百万円
その他有価証券評価差額金	205百万円
その他	237百万円
繰延税金資産小計	2,514百万円
評価性引当額	△115百万円
繰延税金資産合計	2,398百万円
繰延税金負債	
企業結合により識別された無形資産	△560百万円
繰延ヘッジ損益	△2百万円
繰延税金負債合計	△562百万円
繰延税金資産の純額	1,836百万円

6. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 5. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	72円89銭
(2) 1株当たり当期純利益	39円21銭

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「7. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、翌事業年度において、関係会社株式売却益として18,291百万円の特別利益を計上する見込みであります。

~~~~~

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の数値について、金額を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社ラクス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |        |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木 重久  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 久保 田 裕 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラクスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

連結注記表の7. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年4月1日に連結子会社である株式会社ラクスパートナーズの全株式を譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社ラクス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |        |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木 重久  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 久保 田 裕 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラクスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表の8. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年4月1日に連結子会社である株式会社ラクスパートナーズの全株式を譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

株式会社ラクス 監査役会

|       |      |   |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 野島俊宏 | ㊞ |
| 社外監査役 | 松岡宏治 | ㊞ |
| 社外監査役 | 阿部夏朗 | ㊞ |

## 株主総会参考書類

### 第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金 7 円 00 銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は 2,478,765,387 円となります。

(注) 当社は、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって株式分割を実施しております。したがって、上記期末配当は株式分割前の 1 株当たり配当額に換算すると、1 株につき 14 円 00 銭に相当し、前期と比べ 9 円 50 銭の増配となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026 年 6 月 29 日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員が本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数   |
|-----------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1         | 中村 崇則<br>(1973年1月27日) | 2000年11月 当社設立<br>2000年11月 当社代表取締役社長（現任）<br>2014年5月 RAKUS Vietnam Co., Ltd.<br>Chairman（現任）<br>2018年2月 株式会社ラクスライトクラウド<br>取締役（現任）<br>2021年7月 株式会社ラクスマらい<br>取締役（現任） | 120,913,200株 |
| 2         | 本松 慎一郎<br>(1974年3月3日) | 2001年4月 当社入社<br>2021年6月 当社取締役（現任）<br>2024年12月 PT. Cipta Piranti Sejahtera<br>Director（現任）<br>2025年7月 当社CAIO(最高AI責任者)（現任）                                         | 17,628,600株  |
| 3         | 宮内 貴宏<br>(1968年5月22日) | 2013年3月 当社入社<br>2023年6月 当社取締役（現任）<br>(担当)<br>経営管理本部長                                                                                                             | 105,400株     |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4         | おぎ たく けん じ<br>荻 田 健 治<br>(1958年7月6日)   | 2015年2月 当社社外取締役(現任)<br>2020年8月 アンテロープ合同会社 代表社員(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 128,000株   |
| 5         | くに もと ゆき ひこ<br>國 本 行 彦<br>(1960年8月21日) | 1984年4月 日本合同ファイナンス株式会社<br>(現ジャフコグループ株式会社) 入社<br>2006年1月 株式会社インディペンデント(現株式会社<br>Kips) 設立 代表取締役(現任)<br>2020年6月 当社社外取締役(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                      | 一株         |
| 6         | さい とう れい か<br>斉 藤 鈴 華<br>(1980年2月7日)   | 2007年9月 小笠原国際総合法律事務所 入所<br>2008年10月 外務省国際法局 入局(任期付)<br>2009年10月 小笠原六川国際総合法律事務所 復帰<br>2012年2月 原子力損害賠償紛争解決機構 入構(嘱託)<br>2012年9月 イスラエル、エジプト海外赴任<br>2018年1月 小笠原六川国際総合法律事務所 復帰<br>2021年2月 あみた総合法律事務所 経営参画<br>2021年5月 株式会社grooves(現株式会社Grooves)<br>社外監査役(現任)<br>2022年4月 一般社団法人未来構想会議 理事(現任)<br>2022年6月 当社社外取締役(現任)<br>2023年9月 株式会社MAYA TECHNOLOGIES 社外取締役<br>(現任)<br>2025年11月 株式会社My Tutor 代表取締役(現任) | 一株         |

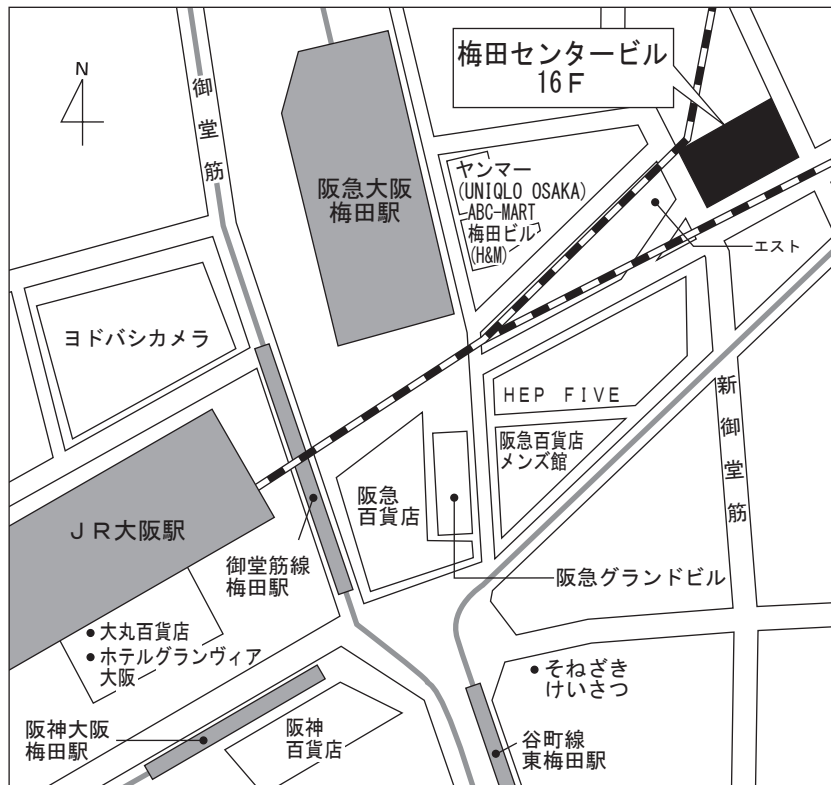
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 荻田健治氏、國本行彦氏及び斉藤鈴華氏は、社外取締役候補者であります。
3. 荻田健治氏及び國本行彦氏を社外取締役候補者とした理由は、他社における経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、従来の枠組みにとらわれない視点から、当社の経営の監督と経営全般の助言をしていただけることを期待したためであります。
4. 斉藤鈴華氏は、弁護士としての専門的な知見と経験を有されるとともに、他社の社外取締役及び社外監査役を務められるなど、独立した客観的立場からの監督機能と経営全般に対する法務的な知見からの助言が期待され、当社の社外取締役としての職責を果たせるものと判断しております。同氏の戸籍上の氏名は幸森鈴華であります。
5. 荻田健治氏、國本行彦氏及び斉藤鈴華氏は、現在、当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって荻田健治氏が11年4ヵ月、國本行彦氏が6年、斉藤鈴華氏が4年となります。

6. 当社は、荻田健治氏、國本行彦氏及び斉藤鈴華氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。荻田健治氏、國本行彦氏及び斉藤鈴華氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員等（退任役員を含みます。）がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為等に起因する損害等は填補対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないための措置を講じています。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、荻田健治氏、國本行彦氏及び斉藤鈴華氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区中崎西二丁目 4 番12号  
梅田センタービル16F H会議室



|    |                     |         |
|----|---------------------|---------|
| 交通 | 阪急大阪梅田駅             | 徒歩約 5 分 |
|    | Osaka Metro御堂筋線 梅田駅 | 徒歩約 7 分 |
|    | Osaka Metro谷町線 東梅田駅 | 徒歩約 7 分 |
|    | J R大阪駅              | 徒歩約 9 分 |
|    | 阪神大阪梅田駅             | 徒歩約10分  |

※当社として専用の駐車場はご用意しておりませんので、ご了承ください。